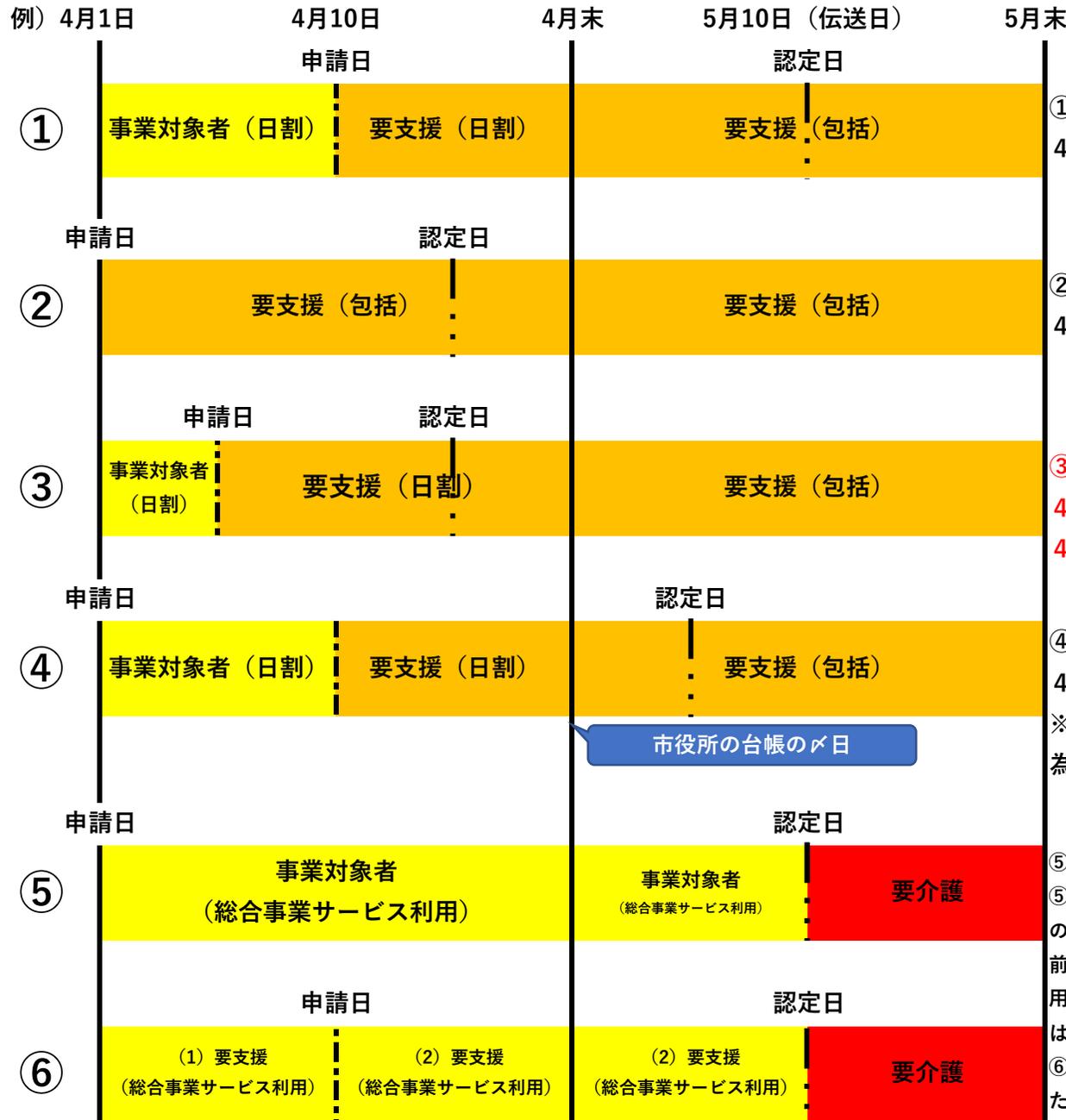


区変等で介護認定が変更になった場合の注意

令和6年10月 福祉課介護サービス育成担当・総合相談担当



①: 月途中で申請し、次月の月途中が認定日
 4月分は月遅れで、5月分と一緒に6月に請求。

②: 4/1に申請し、同月に認定日
 4月分は包括報酬。4月分は5月に請求可。

③: 月途中で申請し、同月に認定日
 4月分は申請日を基準に日割請求。
 4月分は5月に請求可。

④: 上記①～③の場合など、認定日が次月の伝送前
 4月分は月遅れで、5月分と一緒に6月に請求
 ※市役所の国保連へ伝送する台帳は月末時点のデータの為、伝送しても返戻となる。

⑤⑥: 結果が要介護
 ⑤総合事業サービスは要介護認定者は利用できないので、4月分と5月の認定日までの総合事業サービス費は原則請求できない。しかし、事前に包括と協議した上で、4月分と5月分が総合事業サービスのみの利用となった場合、認定結果確認後に包括からの連絡で台帳修正の相談は可能。

⑥区分変更申請等により、月途中で要支援認定から要介護認定となった場合は台帳修正できない為、(2) 総合事業サービスについては請求不可となる。ただし、暫定プランを作成している場合は、介護給付のサービスに置き換えての請求は可能。(1) は日割り請求可。

※今後、法改正等により取り扱いが変わる場合あり